

○聴聞等の主宰者を指名する規程（平成6年10月13日公委規程第3号）

[沿革] 平成8年6月公委規程第4号、9年8月第2号、12年11月第7号改正

（目的）

第1条 この規程は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「ストーカー規制法に基づく意見の聴取規則」という。）及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「道路交通法に基づく意見の聴取規則」という。）並びに奈良県警察聴聞等手続規則（平成8年6月奈良県公安委員会規則第7号。以下「聴聞等手続規則」という。）の規定に基づき、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び公安委員会の権限に属する事務を委任された者が行う聴聞及び意見の聴取（以下「聴聞等」という。）の主宰者となるべき者を指名することを目的とする。

（聴聞等の主宰者の指名）

第2条 聴聞等の主宰者は、公安委員会又は公安委員会の委員が主宰するものを除き、次条から第5条までに定める者の中から、個別の聴聞等の事案ごとに当該聴聞等の主管部長が指名するものとする。

2 前項の指名は、聴聞等の通知書を発出する時までに行うものとする。

（聴聞の主宰者）

第3条 聴聞規則第3条第2項及び聴聞等手続規則第3条第2項に規定する聴聞を主宰する警察職員を次のとおり定める。

- (1) 生活安全部又は交通部に置く聴聞官（奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第42条に定めるものをいう。以下同じ。）の職にある者
- (2) 生活安全部又は交通部に所属する警視以上の階級にある警察官

（ストーカー規制法に基づく意見の聴取の主宰者）

第4条 ストーカー規制法に基づく意見の聴取規則第2条に規定する意見の聴取を主宰する警察職員を次のとおり定める。

- (1) 生活安全部に置く聴聞官の職にある者
- (2) 生活安全部に所属する警視以上の階級にある警察官

（道路交通法に基づく意見の聴取の主宰者）

第5条 道路交通法に基づく意見の聴取規則第3条に規定する意見の聴取を主宰する警察職員を次のとおり定める。

- (1) 交通部に置く聴聞官の職にある者
- (2) 交通部に所属する警視以上の階級にある警察官

附 則

この規程は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成8年6月28日公委規程第4号)

この規程は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月28日公委規程第2号)

この規程は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 (平成12年11月21日公委規程第7号)

この規程は、平成12年11月24日から施行する。〔以下略〕